

2025年3月31日

各位

株式会社 北海道銀行

**有限会社熊谷解体工業と
「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の契約を締結**

ほくほくフィナンシャルグループの北海道銀行（頭取 兼間 祐二）は、SDGsへの取り組みの一環として、有限会社熊谷解体工業（代表取締役 伊藤 寛司）と、ほくほくサステナブルファイナンス「ポジティブ・インパクト・ファイナンス型」※の契約を締結しましたので、お知らせいたします。

※企業活動が経済・社会・環境にもたらす影響を包括的に分析し、特定されたポジティブ・インパクトの拡大とネガティブ・インパクトの緩和に向けた取り組みを継続的に支援する融資。

記

1. 契約企業の概要

企業名	有限会社熊谷解体工業		
所在地	北海道室蘭市本輪西町3丁目16番29号	創業	1980（昭和55）年4月
資本金	20百万円	売上高	1,612百万円 （2024年3月期）
企業概要	・ 1983年4月の設立以来、はつり・解体業を主業務とし、物置から戸建住宅・集合住宅・大型商業施設、及び公共施設の解体・改修工事を行っております。 ・ 長年にわたって培った経験、そして技術を兼ね備えたプロ集団として、お客様の立場に寄り添い、「安心・安全・迅速・丁寧」をモットーに、納期厳守・品質の向上を目標として、日々の業務を推進しております。		

2. 本ファイナンスの概要

実行日	2025年3月31日（月）
資金使途	事業資金

3. 有限会社熊谷解体工業の取り組み（一例です。詳細は「評価書」をご参照ください）

～環境配慮に向けた取り組み～

インパクトの種類	N I（ネガティブ・インパクト）の低減		
インパクト・カテゴリ	N I：〈気候の安定性〉、〈大気〉、〈資源強度〉、〈廃棄物〉		
影響を与えるSDGsの目標			
内容・対応方針	・ 環境配慮に向けた各種施策の実行		

毎年モニタリングする目標とKPI	【目標】 ・ 自社事業における環境配慮に向けた取組みの促進																
	【KPI】 ・ 2027 年末を目途に蛍光灯を廃止、順次 LED 化を進める ・ 解体等工事に係るアスベスト飛散防止対策の継続的な実施 ・ 2031 年度末までに DX 化推進により紙使用量を 2023 年度末対比 20%削減 ・ 産業廃棄物中間処理施設での再資源化・リサイクルの目標																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物</th> <th>再生製品</th> <th>実績 (2024 年 3 月末)</th> <th>目標 (2032 年 3 月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃木材</td> <td>薪</td> <td>1t/年度</td> <td>2t/年度</td> </tr> <tr> <td>廃木材</td> <td>木材チップ</td> <td>1,300t/年度</td> <td>1,500t/年度</td> </tr> <tr> <td>コンクリートがら</td> <td>再生骨材</td> <td>40,000t/年度</td> <td>50,000t/年度</td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物	再生製品	実績 (2024 年 3 月末)	目標 (2032 年 3 月末)	廃木材	薪	1t/年度	2t/年度	廃木材	木材チップ	1,300t/年度	1,500t/年度	コンクリートがら	再生骨材	40,000t/年度	50,000t/年度
	廃棄物	再生製品	実績 (2024 年 3 月末)	目標 (2032 年 3 月末)													
廃木材	薪	1t/年度	2t/年度														
廃木材	木材チップ	1,300t/年度	1,500t/年度														
コンクリートがら	再生骨材	40,000t/年度	50,000t/年度														
※設定した KPI のうち目標年度に達したものについては、再度の目標設定等を検討。																	

4. その他

インパクト評価	本ローンは、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が公表しているポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に則り、株式会社道銀地域総合研究所が有限会社熊谷解体工業の包括的なインパクト分析を行い、評価しました。また、株式会社日本格付研究所（JCR）から第三者意見（外部レビュー）を取得し、金融原則への適合性の確認と評価の透明性を確保しています。
モニタリング	当行は、インパクト評価で特定した有限会社熊谷解体工業の KPI について、モニタリングを行います。

5. 該当する SDGs の目標



SDGs は Sustainable Development Goals の略称で、2015 年に国連で採択された 2030 年までに達成すべき 17 の目標と 169 の具体的なターゲットを定めた「持続可能な開発目標」です。ほくほくフィナンシャルグループは、2019 年 4 月に「SDGs 宣言」を表明しました。

以上

＜本件に関するお問い合わせ先＞
 北海道銀行 広報 CSR 室 坂野 TEL 011-233-1005

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：【有限会社熊谷解体工業】

評価実施機関：株式会社道銀地域総合研究所



北海道銀行グループ

株式会社 道銀地域総合研究所

DOGIN REGIONAL RESEARCH INSTITUTE Co., Ltd.

道銀地域総合研究所は、「国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則（PIF 原則）」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク（モデル・フレームワーク）」に適合するように、また ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合するように、有限会社熊谷解体工業（以下、熊谷解体工業）の包括的なインパクト分析を行った。

北海道銀行は、本評価書で特定されたポジティブ・インパクトの向上とネガティブ・インパクトの低減に向けた取組みを支援するため、熊谷解体工業に対し、ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る借入金の概要

借入人の名称	有限会社熊谷解体工業
借入金の金額	100 百万円
借入金の資金使途	事業資金
モニタリング期間 (返済期限)	7 年 (2032 年 3 月 25 日)

1. 有限会社熊谷解体工業の事業概要

(1) 会社概要

企業名	有限会社熊谷解体工業
従業員数	55 人（2024 年 12 月末現在）
売上高	1,612 百万円（2024 年 3 月期）
所在地	北海道室蘭市本輪西町 3 丁目 16 番 29 号
主たる事業分野	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事業 ・土木工事業 ・建築工事業 ・とび・土木工事業 ・大工工事業
関連会社	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社アンフィニ

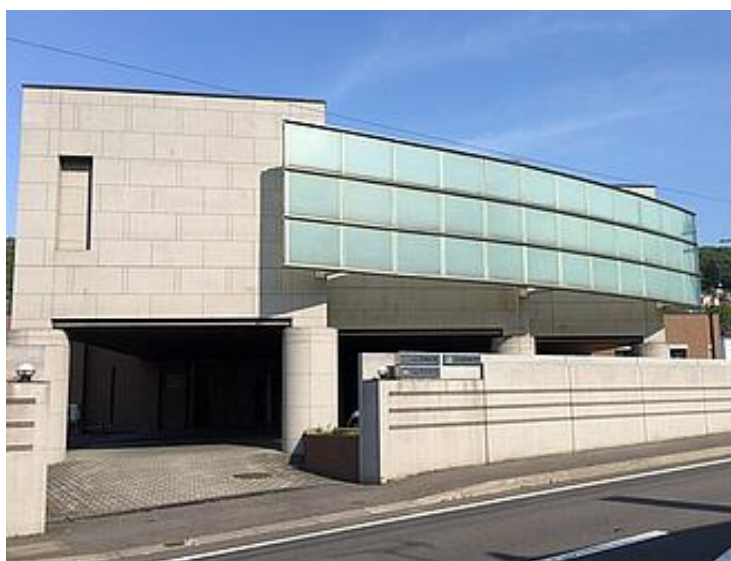
(2) 主な沿革 (抜粋)

西暦年	月	主な内容
1983	4	有限会社熊谷解体工業設立
2000	2	伊藤寛司氏が代表取締役役に就任
2016	5	測量、不動産、開発コンサルティングを行う株式会社アンフィニ（北海道室蘭市）を設立
2022	6	リサイクル事業に参入、北海道室蘭市神代町に中間処理施設を建設
2022	9	現在の所在地に移転



写真：代表取締役 伊藤 寛司 氏

(出所) 熊谷解体工業 HP



写真：本社外観

(3) 主な業務内容

熊谷解体工業は、1983年4月の設立以来、はつり・解体業を主業務とし、物置から戸建住宅・集合住宅・大型商業施設、及び公共施設の解体・改修工事を行っている。長年にわたり培った経験、そして技術を兼ね備えたプロ集団として、顧客の立場に寄り添い、「安心・安全・迅速・丁寧」をモットーに、納期厳守・品質の向上を目標に日々の業務を推進している。主な業務内容は以下のとおり。

主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各種解体工事、改修工事などに伴う内装・外装解体 ・はつり工事、杭頭処理 ・一般建築工事 ・一般土木工事 ・コンクリート補修・補強工事（乾式吹付工法） ・アスベスト調査業務 ・産業廃棄物収集・運搬 ・中間処理施設整備・運営 ・再生骨材販売
--------	---

(4) 企業理念、経営方針等

①経営理念

DREAM SUPPORT

Demolition
REviral
AMain

解体から再生まで、
全力でお手伝い致します

新たに生まれ変わる環境の創造には「Scrap and build」つまり解体工事が再生（夢・DREAM）への第一歩です。全力で皆様の夢のお手伝い（DREAM SUPPORT）させていただきます。弊社は長年にわたり培ってきた経験そして技術を兼ね備えたプロ集団として、お客様の立場になって物事を捉え、満足度を第一に考えて「安心・安全・丁寧」をモットーに仕事に取り組んでおります。

(出所) 熊谷解体工業 HP

(5) 各種認証の取得

各種許可資格一覧	取得時期
特定建設業許可	2020年7月21日
産業廃棄物収集運搬業許可	2022年1月26日
産業廃棄物処分業許可	2022年2月22日
一般貨物自動車運送業	2024年2月13日

(6) 内部環境・外部環境

①内部環境

熊谷解体工業は、本社のある北海道西胆振地区密着で木造建築や鉄骨造、鉄筋コンクリート造等の解体工事を中心に事業展開を図っており、大手や地場建設業者を対象に安定した販路を形成している。2022年には新規事業として産業廃棄物中間処理施設を開設し、コンクリートがらや廃木材のリサイクルに取り組んでいる。解体作業から処理まで一貫通貫で行うことにより、解体材の徹底した分別・リサイクルを可能とし、資源物として有効利用率の向上や社会のニーズである廃棄物の削減に努めている。

企業概況	<p>同社創業後は、「はつり」（工事現場でコンクリートを削る・切る・壊す・穴を開けるといった手作業）が事業の主軸であったが、時代の進化とともに、新工法の開発、機械化の進展により、事業の主軸を解体業に方向転換し、顧客ニーズに対応できるように構造物や建築物の解体に必要な重機や装備、大型トラック等を整備し、従業員も配置した。なお、「はつり」は同社業務の基礎として、現在も継続している。</p>
企業の特徴	<p>一貫した作業による効率的な解体工事が特徴である。建物の解体時には、事前に足場を組み、埃の飛散を防ぐ養生シートを設置、事後には足場や養生シートの撤去、清掃業務を行うが、これらの作業は通常、解体業者では対応しないが、同社では一貫して受注する。これにより、外部とのスケジュール調整の必要がなくなることに加え、各工程をオーバーラップさせて推進できるため、全体のスケジュール管理が容易となり、工期も短縮できる。</p> <p>解体工事の現場によっては、有害物質である「ポリ塩化ビニル」や「アスベスト」が建材に使用されている場合がある。通常、これらの調査は社内の専門部署が担当するが、同社は解体作業を行う社員が調査まで担えることが強みである。作業時のリスクを無くすためにも、作業前に徹底して調査を実施、分析から事前調査報告書作成・提案、撤去施工を一貫して対応できる体制を構築している。</p> <p>同社は、主に解体工事を専門としているが、コンクリート構造物のメンテナンスも対応しており、土木構造物や建築構造物の補修・補強業務を受注しており、これら業務については、北海道ではまだ珍しい「STO 乾式吹付工法」※という手法で行っており、社会インフラの長期延命対応に貢献している。</p>
新規事業展開	<p>建物の解体現場では、数十トンの産業廃棄物が発生し、従前は外部の産業廃棄物処理業者によって廃棄していた。他方、自社による産業廃棄物の再資源化が可能となれば、土木・建築工事の原料確保や取引先への販売、環境負荷低減の取組みを図ることができるため、2022年6月に同社は中間処理施設を開設、コンクリートがらは砂利や骨材として再利用、廃木材はバイオマス発電のボイラーの燃料として供給している。</p>
企業の将来性	<p>将来的に目指しているのは「夢の100%リサイクル」、解体によって生じる産業廃棄物の中には、リサイクル施設によって焼却できるものに制限があるため、リサイクルできないものがある。このため、将来的には自社の焼却炉を設置することで埋立処分量の削減と衛生的なごみ処理の実現を図るとともに、バイオマス発電事業への参入も検討していく。</p>

※STO 乾式吹付工法

世界のコンクリート補修技術先進国のドイツで開発され、ヨーロッパで長年に渡り多くの実績があるプレミクスポリマーセメントモルタルを用いた乾式吹付け工法。コンクリート構造物（橋・トンネル・C-BOX・ダム・下水道等）の断面修復工事に適用できる工法である。

【ポイント】

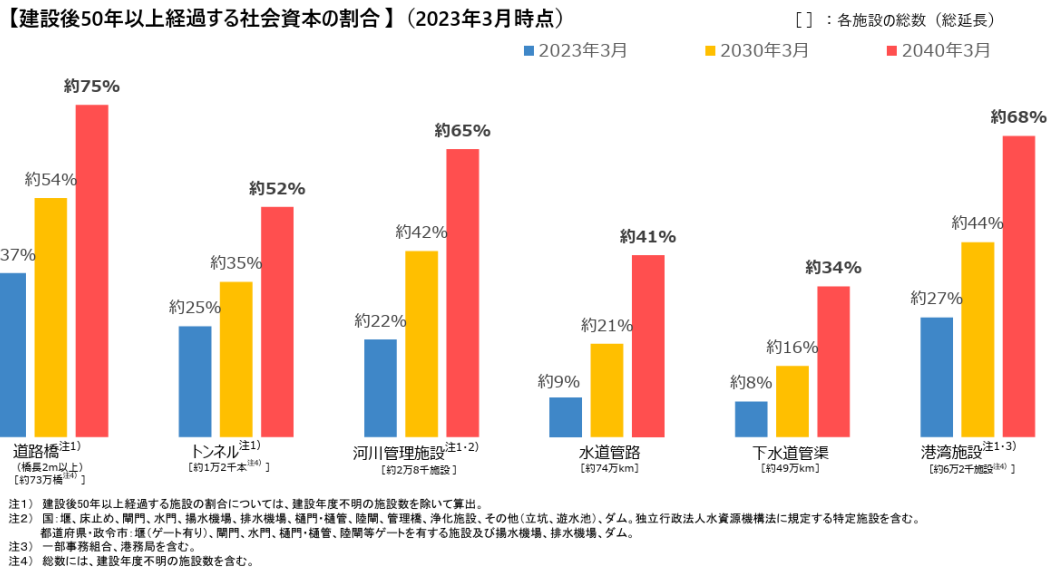
- ・西胆振地区トップクラスの解体工事業者であり、大手や地場建設業者を対象に安定した販路を形成している。
- ・一貫した作業による効率的な解体工事のほか、解体工事に伴う有害物質の調査、撤去施工も可能である。
- ・主に解体工事を専門としているが、コンクリート構造物のメンテナンスも対応している。
- ・解体作業から処理まで一貫通貫で行うことにより、解体材の徹底した分別・リサイクルを可能とし、資源物として有効利用率の向上や社会のニーズである廃棄物の削減に努めている。

②外部環境

1) 解体工事の展望

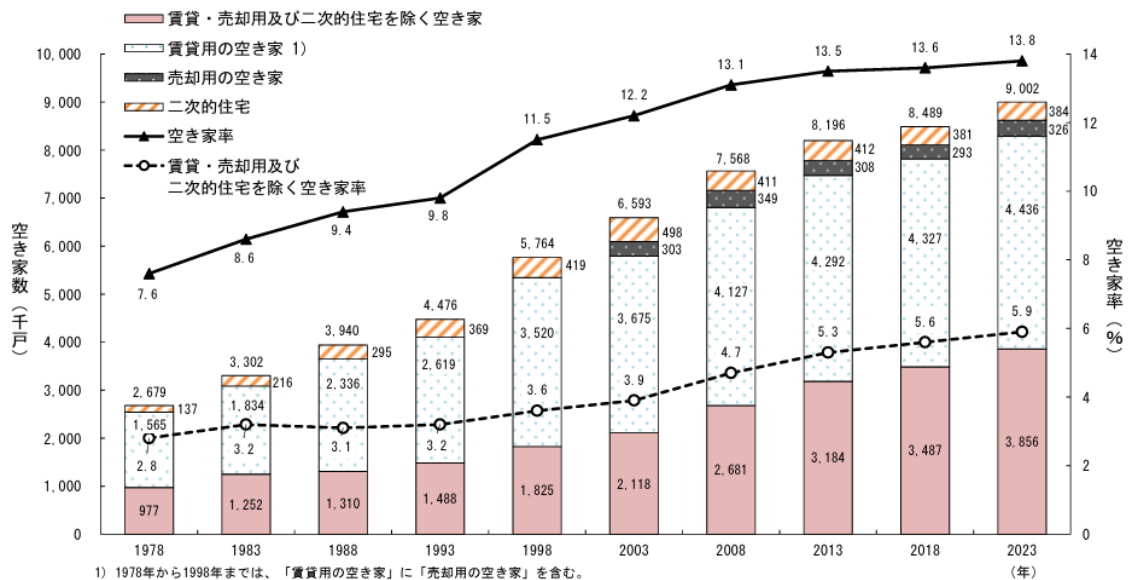
現状、建設後50年以上経過する社会資本（道路橋・道路トンネル・河川管理施設・下水道・港湾施設等）の割合は年々増加し、急速な老朽化により大規模な更新が必要となっている。加えて、空き家数・空き家率ともに年々増加しており、戸建て住宅や共同住宅の解体も増加すると予想され、解体工事件数は増加傾向にある。

図表 1 建設後50年以上経過する社会資本の割合



(出所) 国土交通省

図表 2 空き家数及び空き家率の推移-全国(1978年-2023年)

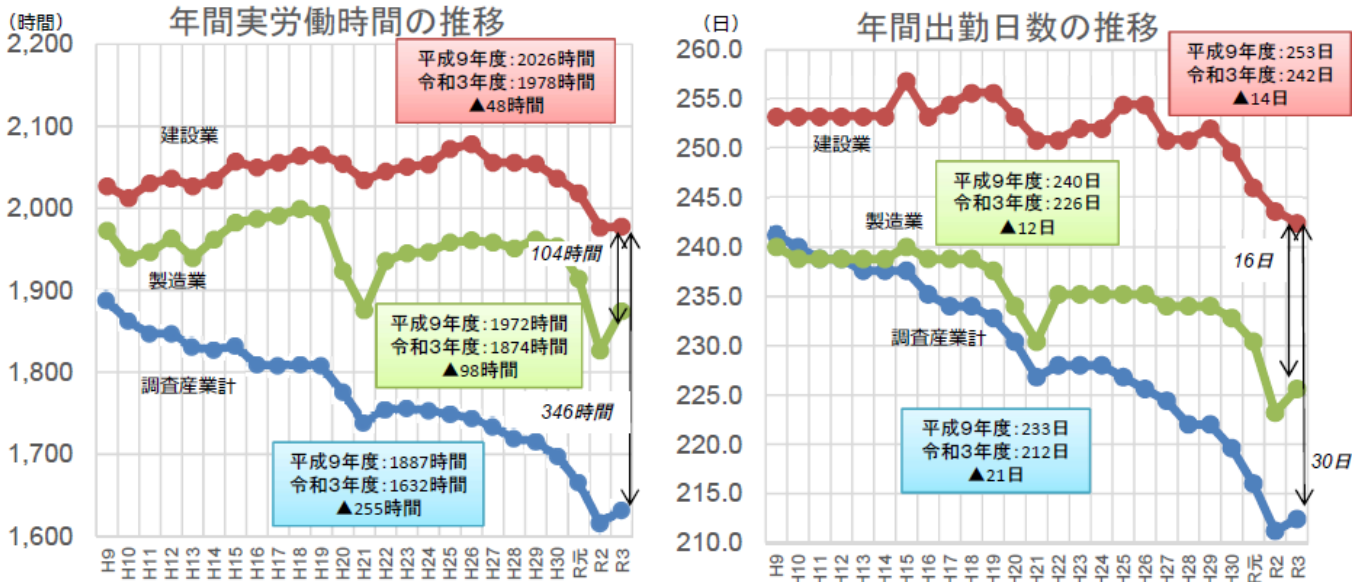


(出所) 総務省「令和5年住宅・土地統計調査 住宅及び世帯に関する基本集計(確報集計)結果」

2) 建設業界の「2024年問題」

建設業界において、2024年4月から罰則付きで時間外労働の上限規則（原則月45時間以内等）が適用された。2021年の建設業の年間実労働時間は1,978時間、年間出勤日数は242日に対して、調査産業全体の年間実労働時間は1,632時間、年間出勤日数は212日となっており、建設業は他産業と比較しても労働時間や出勤日数が多い状況にあり、建設業における働き方改革が他産業と比べて非常に遅れている現状を示している。加えて、慢性的な人材不足と高齢化による技術者の退職などが問題となっており、働き方改革関連法の適用開始に備えて労働環境の見直しを進める必要が急務となっている。

図表3 実労働時間及び出勤日数の推移（建設業と他産業の比較）



(出所) 国土交通省

3) 深刻な人手不足問題

北海道内の正社員の人手不足割合を業界別にみると、「建設」が72.8%で最も高く、「運輸・倉庫」(70.8%)がこれに次ぎ、10業界中2業界で7割を超えている。両業界は時間外労働の上限規制が強化され、「2024年問題」に直面しており、人手不足が一層深刻化しているとともに、高齢化により現場の就労が難しくなる業種であるため、若年層の就業者の確保が急務となっている。

図表4 業界別 北海道内の正社員の人手不足状況

	2022年7月	2023年7月	2024年7月
農林水産	56.5%	54.5%	60.0%
金融	61.5%	70.0%	46.2%
建設	70.8%	70.7%	72.8%
不動産	28.6%	25.0%	47.4%
製造	46.7%	50.6%	53.9%
卸売	39.3%	49.5%	42.7%
小売	40.9%	43.2%	44.2%
運輸・倉庫	55.2%	62.5%	70.8%
サービス	68.5%	67.9%	51.4%
その他	0.0%	0.0%	50.0%

(出所) 帝国データバンク札幌支店
「道内企業向け意識調査(2024年7月)」

4) 北海道の建設業界が抱える問題

北海道の建設業界は、道民生活や社会経済活動の基盤となる道路や河川、住宅などの社会資本の整備や日頃の維持管理はもとより、除雪や施設の長寿命化等の対応、さらには、地震や台風などの自然災害の発生時における通行止めや応急工事等の初期対応や被災後の迅速な復旧等、北海道の発展や地域の安全・安心、経済・雇用を支える重要な役割を担っている。

現在、建設投資額は安定して推移しているものの、少子高齢化の影響により、全産業で生産年齢人口の減少が進み、建設業界においても、就業者の高齢化や若年者の入職が進まないなど人材確保が厳しい状況となっており、将来にわたる建設工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成への懸念が高まる中、これに応じたより一層の生産性向上が必要となっている。

図表 5 北海道の建設業界の現状

道内建設業売上高営業利益率	営業利益率は、近年改善傾向 1.3% (2013年) → 4.8% (2021年)
道内建設業就業者年齢構成比	若年層は低下傾向 50歳以上：55% / 29歳以下：10% (2021年)
北海道内新規高等学校卒業者 求人充足率	全産業別で最低の充足率 求人充足率：16.9% (2021年)
北海道内建設労働者 月間実労働時間	全国平均 165.3 時間を上回る 月間実労働時間：173.2 時間 (2021年)

(出所) 北海道「建設産業ミライ振興プラン HOKKAIDO」

【ポイント】

- ・建設後 50 年以上経過する社会資本の割合、空き家数・空き家率ともに年々増加していることに伴い、解体工事件数は増加傾向にある。
- ・「2024 年問題」に対して、業界全体として対策が急務である。
- ・業界全体として深刻な人手不足問題である。
- ・就業者の高齢化、人材確保が厳しい状況であるため、生産性向上が必要となっている。

(7) SDGsへの理解と取組み

①SDGs 宣言書の策定

熊谷解体工業では、SDGsの趣旨に賛同し、真に快適で豊かな社会・生活環境づくりの担い手として、次世代に引き継いでいく社会的責任を果たすために、以下の取組みを通じて新たな価値を創造する企業として日々研鑽に努め、社会的要望に対応していく。

図表 6 熊谷解体工業 SDGs 宣言書 (案)

有限会社熊谷解体工業
代表取締役 伊藤 寛司

SDGs宣言書

当社は国連が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）に賛同し、SDGsの達成に向けた取組を行っていくことを宣言します。

SDGsの達成に向けた取組み

事業活動を通じた貢献

建物の解体工事や構造物のメンテナンス事業を通し、新たな環境の創造を提供し続けることで持続可能なまちづくりに貢献致します。また、建物のメンテナンス事業では様々な最新工法を積極的に取り入れることで多くの技術革新に挑戦します。

◆具体的な取組

- ・工事の品質、安全面への配慮
- ・スクラップアンドビルドによる街の再生
- ・メンテナンス事業による建物の長寿命化

環境への配慮

省エネ設備の積極導入をはじめとした社内の省エネ活動の実施により、地球環境に配慮した経営を実践致します。

◆具体的な取組

- ・廃棄物の100%リサイクルへの取組み
- ・LEDへの交換等社内省エネの取組み
- ・グリーン調達の実施

働きやすい職場環境の整備

多様な人材が安全で健康かつ安心して働ける環境を整備します。また、人材育成に関しても積極的に取り組んで参ります。

◆具体的な取組

- ・コンプライアンスの徹底
- ・ハラスメントの撲滅
- ・資格取得費用負担による教育制度の充実

地域貢献

地域に根差した企業として、地域社会への貢献を使命と認識し、地域から愛される企業を目指して参ります。また、地域雇用の創出に努め、よりよい地域社会の構築に貢献します。

◆具体的な取組

- ・自治体や商工会との積極的な連携
- ・地域への寄付活動やイベントへの協賛
- ・地域人材の積極雇用

SDGsとは

「SDGs」(Sustainable Development Goals)とは、持続可能な国際社会の実現のため、2030年までの目標を国連が定めたものです。世界中でSDGsへの取組、ESG投資、エシカル消費等持続可能な社会実現に向けた取組が広がっています。

(出所) 熊谷解体工業

②道銀エコ私募債発行

北海道銀行の「道銀エコ私募債」は、環境に配慮した経営を行っている企業が対象の私募債で、運転資金、設備資金いずれにも利用が可能であり、通常の私募債より発行条件を優遇し、環境配慮型企業を資金調達面から支援している。具体的には、通常の適債基準を充足し、且つ ISO14001、エコアクション 21、北海道環境マネジメントスタンダード等、環境保全にかかる公的認証を得ている企業や北海道銀行の ISO14001 取得支援サービスを申込みしている企業が対象となっている。私募債発行に当たって、熊谷解体工業においては、中間処理施設を建設し、解体から再生リサイクル品の地産地消までを手掛けるなど、環境に配慮した事業を展開していることが評価された。

図表 7 熊谷解体工業 道銀エコ私募債発行

道銀エコ私募債発行企業のご案内 ほかほかフィナンシャルグループ Hokuhoku Financial Group, Inc.

弊行は、下記のとおり、道銀エコ私募債を引受しましたのでお知らせします。
道銀エコ私募債の発行は企業規模、財務、収益内容についての厳しい発行基準（適債基準）をクリアし、かつ環境保全に積極的に取り組んでいることが必要であり、道銀エコ私募債発行企業は環境配慮型優良企業として社会的評価がなされています。

道銀エコ私募債の概要	
銘柄	有限会社 熊谷解体工業 第1回無担保社債 (北海道銀行保証付)
発行額	5千万円
発行日	2023年3月31日
期間	3年
資金使途	事業資金

発行企業概要	
企業名	有限会社 熊谷解体工業
設立・創業	1983年4月
所在地	室蘭市本輪西町3丁目16番29号
代表者	代表取締役 伊藤 寛司
資本金	2千万円
業種	解体工事業・産業廃棄物処分業
ホームページ	https://kumagai-kaitai.com
事業内容・ エコ活動等	同社は、室蘭市に本社を置く解体工事業者で、木造住宅からコンクリート構造物、公共施設等の解体を行っています。 昨年は、中間処理施設を建設し、解体から再生リサイクル品の地産地消までを手掛けるなど、環境に配慮した事業を展開しています。

北海道銀行は、環境に配慮した経営を行っている企業を応援しています。



〈該当するSDGsの目標〉



SDGsは Sustainable Development Goalsの略称で、2015年に国連で採択された2030年までに達成すべき17の目標と169の具体的なターゲットを定めた「持続可能な開発目標」です。
ほかほかフィナンシャルグループは、2019年4月に「SDGs宣言」を表明しました。



(出所) 北海道銀行 HP

2. 【熊谷解体工業】の包括的分析

セグメント、エリア及びサプライチェーンの観点から、インパクトを生み出す要因を包括的に検討した。

(1) 業種別インパクトの状況

PIF 原則及びモデル・フレームワークに基づき、道銀地域総合研究所が定めるインパクト評価の手続きを実施した。まず、熊谷解体工業の事業については、国際標準産業分類における「解体」、「有害廃棄物の処理および処分」、「非有害廃棄物の収集」、に整理した。事業別の UNEP FI の分析ツールによるポジティブ、ネガティブなインパクトエリアの判定結果は、以下の通り。各インパクトエリア内で該当したインパクトトピックの内訳は、別表 1 のとおり。

《産業分類別及び全体の特定したインパクトの一覧》

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	全事業	
		ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障		●
	健康および安全性		●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	●	
	生計	●	●
	平等と正義		●
社会経済	健全な経済	●	
	インフラ	●	
環境	気候の安定性		●
	生物多様性と生態系	●	●
	サーキュラリティ	●	●

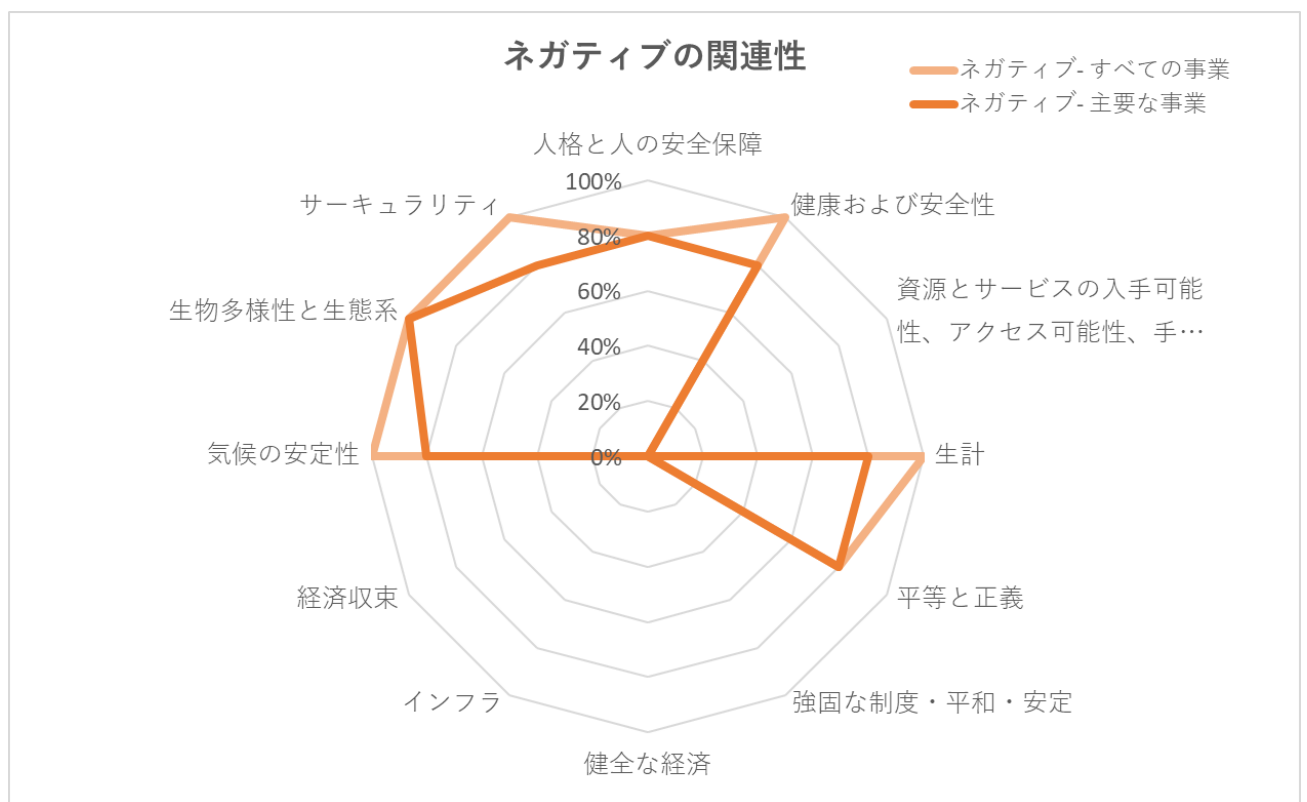
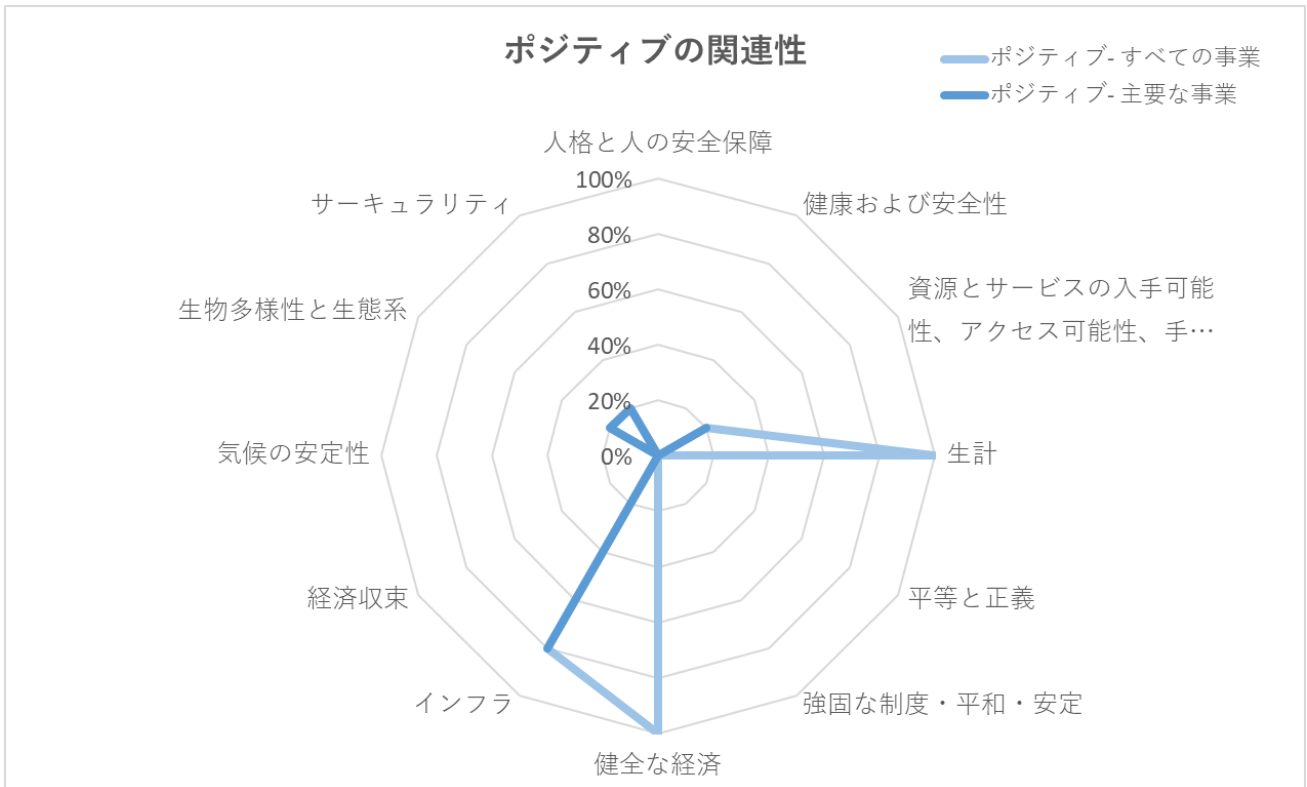
(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

《別表1》

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	全事業		4311 解体		3822 有害廃棄物の処理および処分		3811 非有害廃棄物の収集			
			ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ		
社会	人格と人の安全保障	紛争										
		現代奴隷		●		●						
		児童労働										
		データプライバシー										
		自然災害		●		●						
	健康および安全性	ー		●		●		●		●		
		資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	●				●		●		
			食料									
			エネルギー									
			住居									
			健康と衛生	●				●		●		
			教育									
			移動手段									
			情報									
			コネクティビティ									
			文化と伝統	●						●		
			ファイナンス									
			生計	雇用	●		●		●		●	
				賃金	●	●	●	●	●	●	●	●
社会的保護		●			●		●		●			
平等と正義	ジェンダー平等											
	民族・人種平等		●		●							
	年齢差別											
	その他の社会的弱者		●		●							
社会経済	強固な制度・平和・安定	法の支配										
		市民的自由										
	健全な経済	セクターの多様性										
		零細・中小企業の繁栄	●		●		●		●			
	インフラ	ー	●		●							
経済収束	ー											
環境	気候の安定性	ー		●		●		●	●			
		生物多様性と生態系	水域	●	●		●	●	●	●		
			大気	●	●		●	●	●	●		
			土壌	●	●		●	●	●	●		
			生物種	●	●		●	●	●	●		
	生息地	●	●		●	●	●	●				
	サーキュラリティ	資源強度	●	●		●	●	●	●	●		
		廃棄物	●	●		●	●	●	●	●		

(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

<全体のデフォルトインパクトレーダー>



これらの集約結果、及び熊谷解体工業の個別要因を加味した修正結果は、以下のとおり。また、インパクトトピック単位での修正内容は別表2のとおり。

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	全事業			全事業	
		ポジティブ	ネガティブ		ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障		●			
	健康および安全性		●		●	
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	●		●		
	生計	●	●	●	●	
	平等と正義		●		●	
社会経済	健全な経済	●				
	インフラ	●				
環境	気候の安定性		●		●	
	生物多様性と生態系	●	●		●	
	サーキュラリティ	●	●		●	

(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

まず、UNEP FI が定めたインパクト評価ツールを用い、ポジティブ・インパクトが発現するインパクトエリア／トピックとして「水」、「健康と衛生」、「文化と伝統」、「雇用」、「賃金」、「零細・中小企業の繁栄」、「インフラ」、「水域」、「大気」、「土壌」、「生物種」、「生息地」、「資源強度」、「廃棄物」を確認した。

一方、ネガティブ・インパクトが発現するインパクトエリア／トピックとして、「現代奴隷」、「自然災害」、「健康および安全性」、「賃金」、「社会的保護」、「民族・人種平等」、「その他の社会的弱者」、「気候の安定性」、「水域」、「大気」、「土壌」、「生物種」、「生息地」、「資源強度」、「廃棄物」を確認した。なお、標準値からの追加・削除したインパクトエリア／トピックは以下のとおり。

		インパクト カテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	追加・削除した理由
追加 項目	ポジティブ・ インパクト	社会	資源とサービスの入手 可能性、アクセス可能 性、手ごろさ、品質	教育	資格取得の支援や人材育成の積極的な推進を行っているため、ポジティブ・インパクトの対象に追加した。
	ネガティブ・ インパクト	社会	平等と正義	ジェンダー平等 年齢差別	ダイバーシティ等の取組みを通じて不平等の是正を行っているため、ネガティブ・インパクトの対象に追加した。
削除 項目	ポジティブ・ インパクト	社会	資源とサービスの入手 可能性、アクセス可能 性、手ごろさ、品質	水	水資源の確保、社会への安定的な供給などに資する活動に携わっていないため、ポジティブ・インパクトの対象から削除した。
		社会	資源とサービスの入手 可能性、アクセス可能 性、手ごろさ、品質	健康と衛生	医療サービスへのアクセス向上に資する事業を行っていないため、ポジティブ・インパクトの対象から削除した。
		社会	資源とサービスの入手 可能性、アクセス可能 性、手ごろさ、品質	文化と伝統	文化遺産の保全や文化活動の支援などにつながる事業を行っていないため、ポジティブ・インパクトの対象から削除した。
		社会経済	健全な経済	零細・中小企業の 繁栄	事業内容が零細・中小企業の経済力の向上に寄与するものではないため、ポジティブ・インパクトの対象から削除した。
		社会経済	インフラ	-	公共公益機関を対象にした商品やサービスの提供を行っていないため、ポジティブ・インパクトの対象から削除した。
		環境	生物多様性と 生態系	水域 大気 土壌 生物種 生息地	水域の保全や水質の維持、大気の浄化や改善、土壌の改善・改良、地域の生物の生息地である森林や河川などの環境保全に直接関わる事業を行っていないため、ポジティブ・インパクトの対象から削除した。
	環境	サーキュラリティ	資源強度 廃棄物	事業活動において、製品や資源の価値を永続的に使用できるサービスの提供を主業種としていないためポジティブ・インパクトの対象から削除した。	
	ネガティブ・ インパクト	社会	人格と人の安全保障	現代奴隷	事業活動において人権侵害や搾取を行っていないため、ネガティブ・インパクトから削除した。
		社会	人格と人の安全保障	自然災害	自然災害の悪化につながりうる事業を行っていないため、ネガティブ・インパクトから削除した。
		社会	生計	賃金	北海道の平均賃金以上の賃金水準を確保しているため、ネガティブ・インパクトの対象から削除した。
		環境	生物多様性と 生態系	水域 土壌 生物種 生息地	大量の汚水・廃油等が出る工程がないことに加え、生物多様性や生態系に影響を与える事業や開発に直接携わっていないため、ネガティブ・インパクトの対象から削除した。

《別表 2》

インパクトカテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	全事業		全事業	
			ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障	紛争				
		現代奴隷		●		
		児童労働				
		データプライバシー				
		自然災害		●		
	健康および安全性	—		●		
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	●			
		食料				
		エネルギー				
		住居				
		健康と衛生	●			
		教育				●
		移動手段				
		情報				
		コネクティビティ				
		文化と伝統	●			
	ファイナンス					
	生計	雇用	●			
		賃金	●	●		
		社会的保護		●		
平等と正義	ジェンダー平等			●		
	民族・人種平等			●		
	年齢差別			●		
	その他の社会的弱者			●		
社会経済	強固な制度・平和・安定	法の支配				
		市民的自由				
	健全な経済	セクターの多様性				
		零細・中小企業の繁栄	●			
	インフラ	—	●			
経済収束	—					
環境	気候の安定性	—		●		
	生物多様性と生態系	水域	●	●		
		大気	●	●		●
		土壌	●	●		
		生物種	●	●		
		生息地	●	●		
	サーキュラリティ	資源強度	●	●		●
		廃棄物	●	●		●

(出所) UNEP FI 分析ツールより道銀地域総合研究所作成

3. インパクトに係る戦略的意図やコミットメント



インパクトテーマと、PIF 原則及びモデル・フレームワークにより、特定したインパクトエリアまたはトピックの関連は、以下のとおり。

	インパクトテーマ	特定したインパクトエリア	特定したインパクトトピック
I	環境配慮に向けた取組み	気候の安定性	—
		生物多様性と生態系	大気
		サーキュラリティ	資源強度、廃棄物
II	働きやすい職場づくりに向けた取組み	健康および安全性	—
		生計	雇用、賃金、社会的保護
		平等と正義	ジェンダー平等、民族・人権平等、年齢差別、その他の社会的弱者
III	人材育成の強化・労働生産性向上に向けた各種取組み	健康および安全性	—
		生計	社会的保護
		資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	教育

4. 熊谷解体工業に係る本ポジティブ・インパクト・ファイナンスにおける KPI の決定

特定したポジティブ・インパクト（以下、PI）とネガティブ・インパクト（以下、NI）の内容を記載する。

（1）環境配慮に向けた取組み

項目	内容																
インパクトの種類	NI の低減																
インパクト エリア/トピック	NI:〈気候の安定性〉、〈大気〉、〈資源強度〉、〈廃棄物〉																
影響を与える SDGs の目標	  																
内容・対応方針	環境配慮に向けた各種施策の実行																
毎年モニタリングする 目標と KPI	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社事業における環境配慮に向けた取組みの促進 <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2027 年末を目途に蛍光灯を廃止、順次 LED 化を進める ・解体等工事に係るアスベスト飛散防止対策の継続的な実施 ・2031 年度末までに DX 化推進により紙使用量を 2023 年度末対比 20%削減 ・産業廃棄物中間処理施設での再資源化・リサイクルの目標 <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物</th> <th>再生製品</th> <th>実績 (2024 年 3 月末)</th> <th>目標 (2032 年 3 月末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃木材</td> <td>薪</td> <td>1t/年度</td> <td>2t/年度</td> </tr> <tr> <td>廃木材</td> <td>木材チップ</td> <td>1,300t/年度</td> <td>1,500t/年度</td> </tr> <tr> <td>コンクリートがら</td> <td>再生骨材</td> <td>40,000t/年度</td> <td>50,000t/年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>※設定した KPI のうち目標年度に達したものについては、再度の目標設定等を検討</p>	廃棄物	再生製品	実績 (2024 年 3 月末)	目標 (2032 年 3 月末)	廃木材	薪	1t/年度	2t/年度	廃木材	木材チップ	1,300t/年度	1,500t/年度	コンクリートがら	再生骨材	40,000t/年度	50,000t/年度
廃棄物	再生製品	実績 (2024 年 3 月末)	目標 (2032 年 3 月末)														
廃木材	薪	1t/年度	2t/年度														
廃木材	木材チップ	1,300t/年度	1,500t/年度														
コンクリートがら	再生骨材	40,000t/年度	50,000t/年度														

①LEDライトの導入（NI：〈気候の安定性〉）

熊谷解体工業の LED ライト設置実績と導入目標については、以下のとおり。水俣条約の締約国会議により、2027 年末までにすべての蛍光灯の製造と輸出入の禁止を受けて、順次蛍光灯を廃止して LED 化を進めていき、省電力化による二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいく。

ア. LED ライトの導入目標

実績（2024 年 3 月末）	目標（2027 年末）
会社事務所、倉庫、休憩所に導入している LEDライトの本数45本	2027 年末を目途に蛍光灯を廃止、 順次 LED 化を進める

②解体等工事に係るアスベスト飛散防止対策（NI：〈大気〉）

建築物・工作物の解体・改造・補修作業を行うときは、アスベスト含有建材の調査やアスベスト飛散防止対策などを遵守することが義務付けられている。熊谷解体工業では、解体作業を行う自社社員がアスベストに関する調査を担えることが可能である。作業前に徹底して調査を実施することで、作業時のリスク低減に加え、大気中に飛散しないような防止対策を継続的に実施していく。

③DX 化推進による紙使用量の削減（NI:〈資源強度〉、〈廃棄物〉）

熊谷解体工業では以下の DX 化推進の取組みにより紙の使用量削減を図っている。

ア. DX 化推進による紙使用量の削減

実績（2024 年 3 月末）	目標（2032 年 3 月末）
紙の購入枚数 約 10 万枚／年度	2024 年 3 月末と比較して 20%削減
【目標達成に向けた対応策】 ・NAS（Network Attached Storage）の導入によるペーパーレス化 ・クラウドサービス「iCloud」の導入によりファイルの共有化、ペーパーレス化	

④産業廃棄物中間処理施設の開設（NI:〈気候の安定性〉、〈資源強度〉、〈廃棄物〉）

空き家数・空き家率ともに年々増加しており、戸建て住宅や共同住宅の解体工事件数の増加に比例して、再資源化が必要な建設副産物も増加傾向にある。現状、解体工事においては、建設リサイクル法で再資源化を義務付けられている資材については再資源化・リサイクルを徹底し、環境への負荷低減を図らなければならない。

これらの背景から、熊谷解体工業では、2022 年には新規事業として産業廃棄物中間処理施設を開設し、コンクリートからや廃木材のリサイクルに取り組んでいる。解体作業から処理まで一気通貫で行うことにより、解体材の徹底した分別・リサイクルを可能とし、資源物として有効利用率の向上や、社会のニーズである廃棄物の削減に努めている。引き続き、これら事業を通じて地域社会や地球環境との関わりを認識し、積極的に循環型社会の構築に貢献していく。

ア. 再資源化・リサイクルの実績・目標

廃棄物	再生製品	主な取組み	実績 (2024 年 3 月末)	目標 (2032 年 3 月末)
廃木材	薪	家屋などの解体時に発生する木材を自社で薪に加工・販売	1t／年度	2t／年度
廃木材	木材チップ	家屋などの解体時に発生する木材を自社で燃料用木材チップとして加工	1,300t／年度	1,500t／年度
コンクリートから	再生骨材	建屋解体時に発生するコンクリートを再生砂利とし販売	40,000t／年度	50,000t／年度



写真：廃木材の再資源化 薪の販売パンフレット
(出所) 熊谷解体工業 HP



写真：廃木材の再資源化 薪の販売

(2) 働きやすい職場づくりに向けた取組み

項目	内容
インパクトの種類	PI の向上、NI の低減
インパクト エリア/トピック	PI: 〈雇用〉、〈賃金〉 NI: 〈健康および安全性〉、〈社会的保護〉、〈ジェンダー平等〉、〈民族・人権平等〉、〈年齢差別〉、〈その他の社会的弱者〉
影響を与える SDGs の目標	    
内容・対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークライフバランスの推進のほか従業員の労働安全衛生に対する取組みの実施 ・賃金のベースアップの実施により、従業員のモチベーションの向上や採用面での優位性を高めていく ・多様な人材が働きやすい社内環境づくりの実践を通じて、性別や年齢、障がい等の有無にかかわらず、従業員全員が差別なく働ける職場環境の確立
毎年モニタリングする 目標と KPI	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有給休暇取得率の向上 ・全社員平均残業時間の削減 ・賃金のベースアップの実施 ・労働災害事故の発生防止 ・女性役職者割合の増加 ・多様な人材の採用 <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2031 年末までに全社員平均有給休暇取得率の向上(50%/2023 年末→60%/2031 年末) ・2031 年末までに全社員月間平均残業時間の削減(2 時間/2023 年末→1 時間/2031 年末) ・2031 年度の一人当たりの平均給与を 2024 年度から 10% アップ ・2031 年末までに女性従業員数の増加 (3 人/2024 年末→10 人/2031 年末) ・2031 年末までに女性役職者割合の増加 (10%/2024 年末→30%/2031 年末) ・2031 年末までに障がい者の従業員数の増加 (1 人/2024 年末→2 人/2031 年末) ・2031 年末までにシニア層の従業員数の増加 (15 人/2024 年末→20 人/2031 年末) ・2031 年末までに外国人の採用 (0 人/2024 年末→6 人/2031 年末) ・2031 年末までに継続的な地域人材の採用 (12 人/2024 年末→5 人/2031 年末)

①ワークライフバランスの推進 (NI : 〈健康および安全性〉、〈社会的保護〉)

厚生労働省がこのほど公表した 2023 年「就労条件総合調査」によると、全国の年次有給休暇取得率の全業種平均が 62.1%である中、「建設業」の有休取得率は 57.5%で平均を下回っている。

熊谷解体工業では、働き方改革関連法を遵守していることに加え、福利厚生充実の充実、社内の業務フローの改善を通じて、2024 年末では平均有給休暇取得率は 50%、平均月間残業時間は 2 時間となっており、2031 年末までには平均有給休暇取得率 60%、平均月間残業時間 1 時間を目指している。引き続き、繁忙期・閑散期を勘案しながら、労働環境の改善に注力をしていく。なお、年次有給休暇は労働基準法 39 条に則り付与しているとともに、産休育児、介護休業等は就業規則規定に則り申請があった場合付与している。

②賃金のベースアップの実施（PI：〈賃金〉）

熊谷解体工業では、担当業務の内容や資格の取得状況に応じた公平な人事考課を行い給与に反映させている。同社の従業員 1 人当たりの平均給与額は、毎月勤労統計調査地方調査（北海道分）2024 年 11 月平均給与（事業所規模 30 人以上）291,878 円を上回る水準である。2031 年度の一人当たりの平均給与を 2024 年度から 10% アップさせることで、従業員のモチベーションの向上や採用面での優位性を高めていく。

③労働環境改善に向けた取組み（NI：〈健康および安全性〉）

熊谷解体工業では、労働環境改善に対する以下の取組みを積極的に行っており、労使一体となり安全で衛生的な職場環境の整備に取組み、労働災害等の減少を図っている。

ア. 労働安全衛生に対する取組み状況

会合名	実施頻度	主な内容
安全衛生委員会	月 1 回	過去の事故事例や現場パトロールでの不良部分の原因や対策について各部署へ共有している。
現場安全パトロール	月 1 回	各現場のパトロールを行い修正部分の指摘を行っている。

④ダイバーシティの推進

（PI：〈雇用〉 NI：〈ジェンダー平等〉、〈民族・人権平等〉、〈年齢差別〉、〈その他の社会的弱者〉）

熊谷解体工業では、多様な人材の活用を推進しており、性別や年齢等、従業員全員が差別のない環境で生き生きと働けるように職場づくりを進めている。女性社員の活躍推進のほか、障がい者や外国人、シニア層等の雇用も推進し、従業員が安心して就労できる環境整備に向けた取組みを引き続き図っていく。

主な取組み項目	具体的な取組み内容
女性社員の活躍推進	産休、育休制度の導入
障がい者雇用の向上	適正な仕事の充実
外国人雇用の向上	外国人人材紹介会社との連携を図りながら外国人雇用の向上を目指す
定年再雇用制度	定年後の再雇用制度の策定

ア. 従業員一覧(2024 年 12 月末現在、単位：人)

全従業員数 55	男性	46	全従業員のうちパート従業員数	3
			全従業員のうち障がい者の従業員数	1
	女性	9	全従業員のうち 60 歳以上の従業員数	15

イ. 女性活躍推進・ダイバーシティの推進に向けた目標

項目	実績 (2024 年 12 月末)	目標 (2031 年 12 月末)
女性正社員数	3 人	10 人
役職者における女性の割合	10%	30%
障がい者従業員数(パート・アルバイト含む)	1 人	2 人
外国人従業員数	0 人	6 人
シニア層の従業員数(60 歳以上、パート・アルバイト含む)※3	15 人	20 人

ウ. 外国人の採用

熊谷解体工業では、従業員の高齢化に伴い、必要な作業を担える人材の確保のため、2025年4月から外国人を受入れる準備を進めており、2024年8月には同社専務取締役、総務部長がインドネシアに訪れ、採用面接を実施した。同社では、採用した外国人に対しては、きめ細やかな技術研修などを実施することで人材育成を図っていく。

項目	実績（2024年12月末）	目標（2031年12月末）
外国人従業員数	0人	6人

図表 8 インドネシアでの採用面接の実施



(出所) 熊谷解体工業 HP

エ. 継続的な地域人材の積極採用

熊谷解体工業では近隣の高校を対象に、現場仕事を体験できるインターンシップ活動を実施している。同社では現場監督、現場作業員、重機オペレーター、コンクリート補修補強工、大型運転手、アスベスト調査、事務作業など多種多様な職種があるため、インターンシップを通じて地域人材を積極的に雇用している。なお、入社後は社員の適正や意思等を尊重し、社員自身が職種を選択することができる。なお、採用に関しては事業計画や事業規模等を勘案した上で適宜実施していく。



写真：インターンシップ活動の様子
(出所) 熊谷解体工業 HP

項目	実績（2024年12月末）	目標（2031年12月末）
採用数	12人 (うち地域人材採用数 12人)	5人 (うち地域人材採用数 5人)

※採用実績 12名（2024年12月末）は前倒し採用を含んでおり、今後の採用は5名程度の推移となる見込み。

オ. その他 「子どもまち体験・ウレシパーク」の開催協力

熊谷解体工業は、「子どもまち体験・ウレシパーク」（空蘭・蘭北商店会とウレシパーク実行委員会が主催）の開催に協力している。本事業は、小学校高学年から中学生を対象に、地域に根付いた仕事の大切さを感じもらうことを目的とした、遊びながら地域の仕事を学べる子供向け職業体験イベントである。なお、開催に当たっては、同社をはじめ空蘭市内の企業等が協力している。

図表 9 熊谷解体工業 ウレシパーク開催協力



(出所) 熊谷解体工業 HP

(3) 人材育成の強化・労働生産性向上に向けた各種取り組み

項目	内容
インパクトの種類	PIの向上、NIの低減
インパクト エリア/カテゴリー	PI：〈教育〉 NI：〈健康および安全性〉、〈社会的保護〉
影響を与える SDGsの目標	 
内容・対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の資格取得のサポート ・労働生産性向上に向けた各種施策の実行 ・各種研修の実施により人材育成の強化に注力
毎年モニタリングする 目標とKPI	<p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成の強化に注力するとともに、労働生産性向上に向けた各種取り組みの推進 <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2031年末までに有資格者数（延べ人数）の増加 （15人／2024年末→20人／2031年末）

①資格取得のサポート（PI：〈教育〉、NI：〈社会的保護〉）

従業員のスキルアップにつながる資格の取得については、その受験費や研修費等はすべて会社負担しており、従業員の資格取得により業務の生産性向上を図っている。

ア. 主な資格者一覧(2024年12月末現在 ※抜粋)

資格名	人数
一級建築士	1人
二級建築士	1人
一級建築施工管理技士	3人
一級土木施工管理技士	2人
二級土木施工管理技士	1人
二級建設機械管理技士	1人

イ. 有資格者※の状況

実績（2024年12月末）	目標（2031年12月末）
有資格者（延べ人数） 15人	有資格者（延べ人数） 20人

※ 有資格者 特定の業務を行うことができることを証明する資格や認定、免許等の保有者のこと

②労働生産性向上に向けた社内体制（PI：〈教育〉、NI：〈健康および安全性〉）

熊谷解体工業では、労働生産性向上や品質向上に向け、組織として以下の取組みを実施している。

主な取組み項目	主な取組み内容
【内部管理体制】 経営理念及び経営目標を社内で共有している。	年度末までの工事予定や工期については、全体会議によって全社員が共有している。
【法令遵守】 法令遵守の考えが社内に浸透し、法令を確実に遵守する体制・仕組みを構築している。	動画によるハラスメントやコンプライアンスに対する社内教育を実施、社員間でディスカッションを行っている。
【組織体制】 企業活動が社会・環境に及ぼす影響に対応する担当、専門部署等の体制を整備している。	解体工事に伴うアスベスト調査の専門チームを設置して、施工時にアスベストが飛散しないように指示しながら作業を行っている。
【リスクマネジメント】 リスクを特定、評価し、マネジメントするプロセスを整備している。	顧問税理士によって適宜チェックを行っている。

③人材育成の推進（PI：〈教育〉）

熊谷解体工業では、会社全体の生産性向上とレベルアップを目指した以下の各種研修の実施により、全従業員の業務スキルの標準化及び向上を図っている。

ア. 研修の実施状況




研修名	実施頻度	主な研修内容等
リーダー研修	年1回	リーダーの心構え、部下への接し方

5. 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトの種類、SDGs 貢献分類、影響を及ぼす範囲

(1) 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトの種類、SDGs 貢献分類、影響を及ぼす範囲






熊谷解体工業の事業活動は、SDGs の 17 の目標と 169 のターゲットに以下のように関連している。

①環境配慮に向けた取組み

SDGs17 の目標	ターゲット	内容
	11.6	2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。



期待されるターゲットの影響としては、環境負荷の低減に向けた各種施策の実行することで、二酸化炭素排出や廃棄物の削減に寄与する。

②働きやすい職場づくりに向けた取組み

SDGs17 の目標	ターゲット	内容
	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
	5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

期待されるターゲットの影響としては、賃金のベースアップ等による社員の待遇改善をはじめ、多様な人材が働きやすい社内環境づくりの実践を通じて、従業員全員が差別なく働ける職場環境の確立に寄与する。

③人材育成の強化・労働生産性向上に向けた各種取組み

SDGs17の目標	ターゲット	内容
 4 質の高い教育を みんなに	4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
 8 働きがいも 経済成長も	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。

期待されるターゲットの影響としては、労働生産性向上に向けた各種施策の実行、社内教育の推進を通じて人材育成の強化に注力することを通じて、労働生産性向上に寄与する。

(2) 企業の所在地において認識される社会的課題・環境問題への貢献

熊谷解体工業が拠点を置く室蘭市では、2006年3月に環境負荷の少ない持続可能な社会を実現するため、「室蘭市環境基本条例」を制定し、2009年3月に本条例に基づいた「室蘭市環境基本計画」（以下、本計画）を策定し、環境施策を進めてきた。本計画の策定から約10年が経過し、計画の見直し時期を迎えるとともに、こうした社会情勢の変化に対応するために新たな本計画を2021年に策定した。

①本計画策定の基本方針

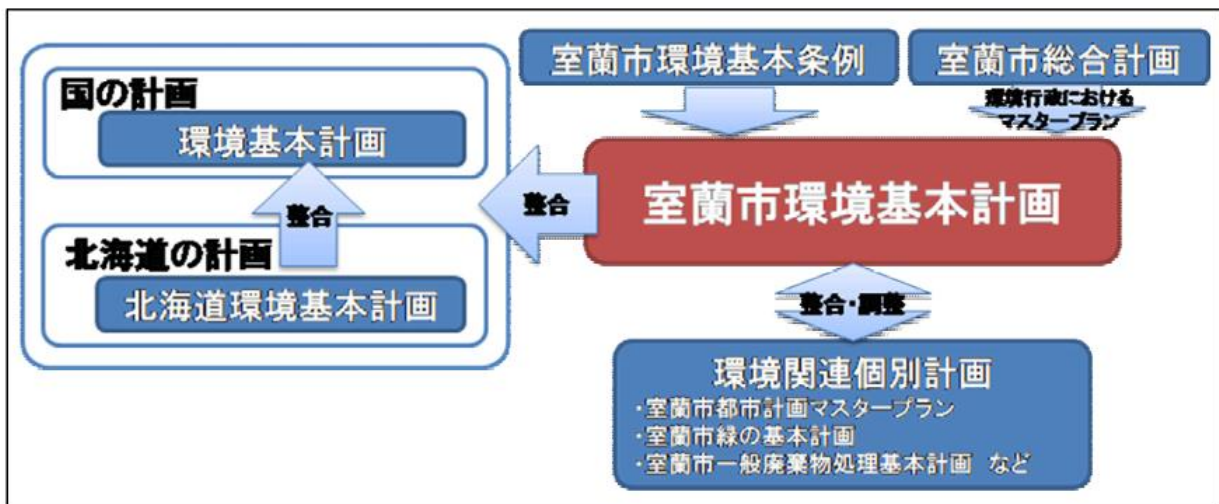
本計画は、室蘭市環境基本条例第7条で規定する以下の基本方針に基づき、施策を総合的かつ計画的に行うものとする。なお、計画策定にあたってはSDGsの視点も踏まえたものとする。

1	市民の健康の保護及び生活活動の保全が図られ、健康で安全に生活できる社会を実現するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。
2	人と自然とが共生する豊かな環境を実現するため、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
3	潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる社会を実現するため、身近な緑や水辺との触れ合いづくり等を推進すること。
4	環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境保全に資する社会を実現するため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用を推進すること。

②本計画の位置づけ

本計画は、第6次室蘭市総合計画を環境面から補てんし、本市の環境に関連する個別計画や環境施策の基本となるもので、これらの計画や施策との整合・調整を図りながら策定した。また、これらの個別計画の見直しを行う場合も、本計画との整合・調整を図ります。

図表 10 本計画の位置づけ



(出所) 室蘭市環境基本計画

③本計画の方向性

1) 長期的目標

次世代の子どもたちが、安心して暮らせる環境を残し、環境に貢献する産業を育てる室蘭市を目指し、長期的目標として「未来につながる環境と産業を育てるまち むろらん」を設定した。

2) 基本目標・基本施策

長期目標の下には各分野に応じた、以下の4つの基本目標を設定し、各基本目標の中に基本施策として、計画の進捗状況等を評価する上での目安となる指標を設定した。

図表 11 基本目標・基本施策



(出所) 室蘭市環境基本計画

④企業の所在地において認識される社会的課題・環境問題への貢献

本計画を基に、熊谷解体工業の事業内容や社会貢献活動に照らし合わせると、以下の基本目標と個別目標への取り組みが認められ、熊谷解体工業は自社の事業を通じて室蘭市の掲げる本計画に対して十分に貢献していると考えられる。

基本目線		関連する SDG s			熊谷解体工業の取組み
B	地球にやさしい暮らしと産業のまち	 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	 8 働きがいも 経済成長も	 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	紙使用量の削減 LED ライトの導入促進
		 11 住み続けられる まちづくりを	 13 気候変動に 具体的な対策を		
C	自然・資源を大切にし、快適に暮らすまち	 6 安全な水とトイレ を世界中に	 11 住み続けられる まちづくりを	 12 つくる責任 つかう責任	再資源化・リサイクルの推進
		 14 海の豊かさを 守ろう	 15 陸の豊かさも 守ろう		

6. 熊谷解体工業のサステナビリティ経営体制（推進体制、管理体制、実績）

熊谷解体工業は、伊藤代表取締役を最高責任者とし、事業活動とインパクトリーダー、SDGs との関連性について検討を重ね、取組内容の抽出を行っている。取組施策などは前段に記載した内容である。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、伊藤代表取締役を最高責任者として、銀行に対する報告を経理部の福士次長が担当する。全従業員が一丸となり、KPI の達成に向けた活動を実施し、社会的な課題の解決への貢献とともに持続的な経営を実現していく。各 KPI は前述の推進体制に基づき各部門が中心となって取組み、伊藤代表取締役が統括し、達成度合いを山口専務取締役がモニタリングしていく。

このような推進体制を構築することで、地域における社会的課題や環境問題にも積極的に取組み、北海道内をリードしていく企業を目指す。

【熊谷解体工業】の責任者	代表取締役 伊藤 寛司
【熊谷解体工業】のモニタリング担当者	専務取締役 山口 義紀
銀行に対する報告担当者	経理部次長 福士 源之介

7. 北海道銀行によるモニタリングの頻度と方法

上記目標をモニタリングするタイミング、モニタリングする方法は以下の通りである。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成及び進捗状況については、北海道銀行と熊谷解体工業の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に 1 回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場などを通じて実施する。具体的には、決算後 5 か月以内に関連する資料を北海道銀行が受領し、モニタリングとなる指標についてフィードバックなどのやりとりを行う。

北海道銀行は、KPI 達成に必要な資金及びその他ノウハウの提供、あるいは北海道銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。また、モニタリングの結果、当初想定と異なる点があった場合には、北海道銀行は、同社に対して適切な助言・サポートを行う。

モニタリング方法	対面、テレビ会議などの指定は無し 定例訪問などを通じた情報交換
モニタリングの実施時期、頻度	少なくとも年 1 回実施
モニタリングした結果のフィードバック方法	KPI などの指標の進捗状況を確認しあい、必要に応じて対応策及び外部資源とのマッチングを検討

以上



第三者意見書

2025年3月31日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

有限会社熊谷解体工業に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社北海道銀行

評価者：株式会社道銀地域総合研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社北海道銀行（「北海道銀行」）が有限会社熊谷解体工業（「熊谷解体工業」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社道銀地域総合研究所（「道銀地域総合研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。北海道銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、道銀地域総合研究所・一般財団法人北陸経済研究所・株式会社浜銀総合研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、北海道銀行及び道銀地域総合研究所にそれを提示している。なお、北海道銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

北海道銀行及び道銀地域総合研究所は、本ファイナンスを通じ、熊谷解体工業の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、熊谷解体工業がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

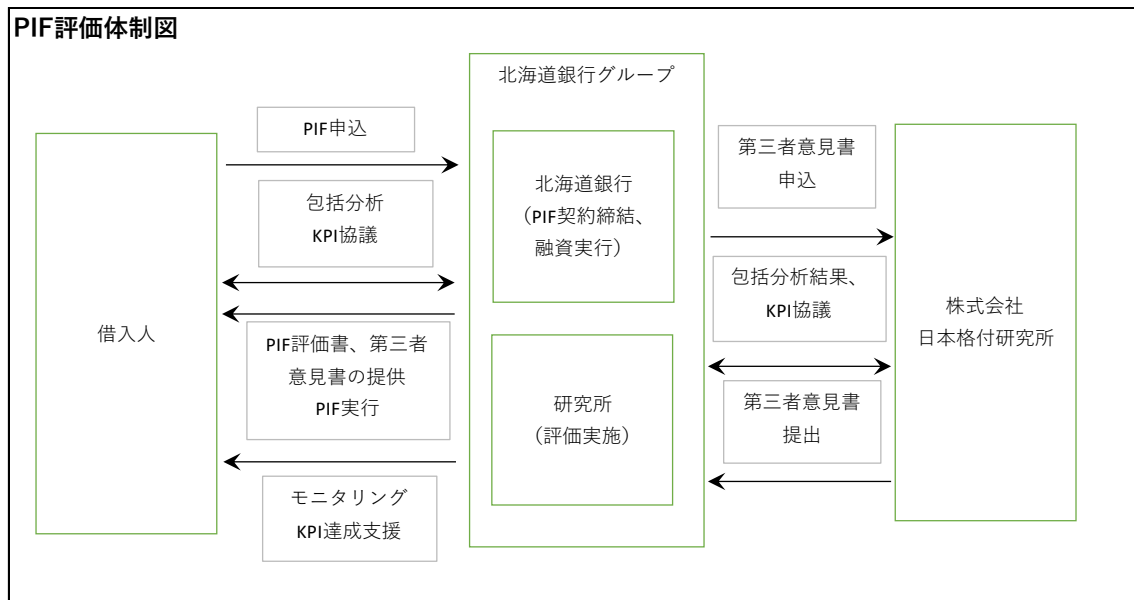
ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、北海道銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 北海道銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



※研究所：道銀地域総合研究所・北陸経済研究所・浜銀総合研究所
(出所：北海道銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、北海道銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、北海道銀行からの委託を受けて、道銀地域総合研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て道銀地域総合研究所が作成した評価書を通して北海道銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、道銀地域総合研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である熊谷解体工業から貸付人である北海道銀行及び評価者である道銀地域総合研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置された



JCR Sustainable PIF for SMEs

ポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当アナリスト

佐藤 大介

佐藤 大介

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとの関係とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると默示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル